

社会福祉法人浜松市社会福祉協議会「浜松市社協在宅サービスセンターやまゆり」
指定障害福祉サービス事業所（居宅介護及び同行援護）運営規程

（事業の目的）

第1条 社会福祉法人浜松市社会福祉協議会（以下、「本会」という。）が設置する浜松市社協在宅サービスセンターやまゆり（以下、「事業所」という。）において実施する指定障害福祉サービスの居宅介護（以下、「指定居宅介護」という。）及び同行援護（以下、「指定同行援護」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、指定居宅介護及び指定同行援護（以下、「事業等」という。）の円滑な運営管理を図るとともに、障害者等（以下、「利用者」という。）及び障害児の保護者（利用者を含め、以下、「利用者等」という。）の意思及び人格を尊重し、利用者等の立場に立った適切な事業等の提供を確保することを目的とする。

（運営の方針）

- 第2条 事業所は、利用者等が居宅において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事、外出時における移動中の介護並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助を適切かつ効果的に行うものとする。
- 2 事業等の実施に当たっては、利用者等の必要な時に必要なサービスの提供ができるよう努めるものとする。
 - 3 事業等の実施に当たっては、地域との結び付きを重視し、浜松市、他の指定障害福祉サービス事業者、指定相談支援事業者、指定障害者支援施設その他福祉サービス又は保健医療サービスを提供する者（以下、「障害福祉サービス事業者等」という。）との密接な連携に努めるものとする。
 - 4 前第1項から第3項までのほか、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下、「法」という。）及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等に関する省令（平成18年厚生労働省令第56号）に定める内容のほか関係法令等を遵守し、事業等を実施するものとする。

（事業所の名称等）

第3条 事業等を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 浜松市社協在宅サービスセンターやまゆり
- (2) 所在地 浜松市天竜区山東2182番地の1

（従事者の職種、員数及び職務の内容）

第4条 事業所における従事者の職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名

管理者は、従事者及び業務の管理を一元的に行うとともに、事業所の職員に対し、法令等において規定されている事業等の実施に関する規定を遵守させるため必要な指揮命令を行う。

(2) サービス提供責任者 2名以上

サービス提供責任者は、指定居宅介護にあつては「居宅介護計画」、指定同行援護にあつては「同行援護計画」（以下、「居宅介護計画等」という。）を作成し、利用者等及びその家族にその内容を説明のうえ交付するほか、事業所に対する事業等の利用の申込みに係る調整、従事者に対する技術指導等のサービスの内容の管理等を行う。

(3) 訪問介護員 2.5名以上（常勤換算）

訪問介護員は、居宅介護計画等に基づき事業等の提供に当たる。

（営業日及び営業時間）

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から金曜日とする。ただし、12月29日から1月3日を除く。
- (2) 営業時間 午前8時30分から午後5時15分とする。
- (3) サービス提供日 月曜日から日曜日とする。ただし、12月29日から1月3日を除く。
- (4) サービス提供時間 午前8時30分から午後5時15分を基本とする。
- (5) 営業日、営業時間を超えるサービスの提供は、利用者の要望及び必要性に応じて利用が可能な体制をとるものとする。

（事業等を提供する主たる対象者）

第6条 指定居宅介護を提供する主たる対象者は、次のとおりとする。

- (1) 身体障害者（18歳未満の者を除く）
 - (2) 知的障害者（18歳未満の者を除く）
 - (3) 障害児（18歳未満の身体障害児及び知的障害児）
 - (4) 精神障害者（18歳未満の者を含む）
 - (5) 難病等対象者（18歳未満の者を含む）
- 2 指定同行援護を提供する主たる対象者は、次のとおりとする。
- (1) 視覚障害を有する身体障害者（18歳未満を除く）
 - (2) 視覚障害を有する障害児（18歳未満の身体に障害のある児童のみ）

（事業等の内容）

第7条 事業等の内容は、次のとおりとする。

- (1) 居宅介護計画等の作成
- (2) 身体介護
- (3) 家事援助
- (4) 同行援護
- (5) 前各号に掲げる便宜に附帯する便宜
前3号に附帯するその他必要な介護、家事、相談、助言

(利用者から受領する利用料等)

第8条 事業等を提供した際には、利用者等から当該事業等に係る利用者負担額の支払を受けるものとする。

- 2 法定代理受領を行わない事業等を提供した際は、利用者等から法第29条第3項第1号に規定する厚生労働大臣の定める基準により算定した費用の額の支払を受けるものとする。
- 3 第10条に定める通常の事業等の実施地域以外の地域において行う事業等に要する交通費は、重要事項説明書に記載した額を徴収する。
- 4 第3項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者等に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、利用者等の同意を得るものとする。
- 5 第1項から第3項までの費用の支払いを受けた場合は、当該費用に係る領収証を、当該費用を支払った利用者等に対し交付するものとする。

(利用者負担額等に係る管理)

第9条 事業所は、利用者等の依頼を受けて、当該利用者等が同一の月に指定障害福祉サービスを受けたときは、当該利用者等が当該同一の月に受けた指定障害福祉サービスに要した費用(特定費用を除く。)の額から法第29条第3項の規定により算定された介護給付費又は訓練等給付費の額を控除した額の合計額(以下、「利用者負担額等合計額」という。)を算定するものとする。この場合において、利用者負担額等合計額が、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令(平成18年政令第10号)第17条に規定する負担上限月額、又は同令第43条の6第1号に規定する高額障害福祉サービス費算定基準額を超えるときは、事業所は、当該指定障害福祉サービスの状況を確認の上、利用者負担額等合計額を市に報告するとともに、利用者等に通知するものとする。

(通常の事業等の実施地域)

第10条 通常の事業等の実施地域は、別紙1のとおりとする。

(緊急時及び事故発生時等における対応)

- 第11条 現に事業等の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治医への連絡を行う等の必要な措置を講ずるとともに、管理者に報告するものとする。
- 2 主治医への連絡等が困難な場合には、医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講ずるものとする。
 - 3 事業等の提供により事故が発生した時は、直ちに利用者に係る障害福祉サービス事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。
 - 4 事業等の提供により賠償すべき事故が発生した時は、速やかに損害を賠償するものとする。

(虐待防止)

- 第 12 条 本会は、利用者の人権擁護・虐待防止・再発防止等を図るための担当者を設置する。
- 2 本会は、従事者に対し虐待防止に関する研修を定期的実施する。
 - 3 本会は、虐待防止のための対策を検討する委員会として「虐待防止委員会」を設置し、定期的に開催する。委員会での検討結果は、従事者に周知徹底する。
 - 4 事業所は、サービス提供中に虐待を受けたと思われる利用者を発見した時は、速やかに浜松市に通報するものとする。
 - 5 本会は、虐待防止のための指針を整備する。
 - 6 事業所は、成年後見制度の利用を支援する。

(身体拘束等の適正化)

- 第 12 条の 2 事業所は、サービスの提供にあたっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下、「身体拘束等」という。）を行わない。
- 2 事業所は身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録する。
 - 3 事業所は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講ずる。
 - (1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従事者への周知を徹底する。
 - (2) 身体拘束等の適正化のための指針を整備する。
 - (3) 従事者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。

(苦情解決)

- 第 13 条 提供した事業等に関する利用者等並びにその家族等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置するものとする。
- 2 提供した事業等に関し、法第 10 条第 1 項の規定により市が、また、法第 48 条第 1 項の規定により静岡県知事又は市長が行う報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示の命令、又は当該職員からの質問若しくは事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者等並びにその家族からの苦情に関して市、又は静岡県知事及び市長が行う調査に協力するとともに、市、又は静岡県知事及び市長から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。
 - 3 社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 83 条に規定する運営適正化委員会が同法第 85 条の規定により行う調査又はあっせんのできる限り協力するものとする。

(個人情報の保護)

- 第 14 条 事業所は、その業務上知りえた利用者等の個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）その他関係法令を遵守し、適正に取り扱うものとする。
- 2 従事者は、その業務上知りえた利用者等及びその家族の秘密を保持するものとする。

- 3 従事者であった者に、業務上知りえた利用者等並びにその家族の秘密を保持するため、従事者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従事者との雇用契約に盛り込むものとする。
- 4 事業所は、他の障害福祉サービス事業者等に対して、利用者等並びにその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により利用者等並びにその家族の同意を得るものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第 15 条 事業所は、従事者の資質の向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備するものとする。

- (1) 採用時研修 採用後 3 か月以内
 - (2) 継続研修 年 1 回
- 2 事業所は、従事者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備するものとする。
 - 3 事業所は、利用者等に対する事業等の提供に関する諸記録を整備し、当該事業等を提供した日から 5 年間保存するものとする。
 - 4 この規程に定める事項のほか、必要な事項は、会長が別に定める。

別紙1

【通常の事業の実施地域について】

天竜区

地区名	町名（大字）
天竜地区	二俣町二俣、二俣町大園、二俣町阿蔵、二俣町鹿島、二俣町南鹿島、山東、次郎八新田、大谷、船明、只来、横川、横山町、月、小川、相津、伊砂、大川、佐久、谷山、西雲名、東雲名、熊、神沢、大栗安、西藤平、東藤平、阿寺、芦窪、長沢、懐山、石神、上野、両島、青谷、渡ヶ島、米沢、日明、緑恵台
春野地区	春野町領家、春野町堀之内、春野町胡桃平、春野町和泉平、春野町砂川、春野町大時、春野町長蔵寺、春野町石打松下、春野町田黒、春野町筏戸大上、春野町五和、春野町越木平、春野町田河内、春野町牧野、春野町花島、春野町杉、春野町川上、春野町宮川、春野町気田、春野町豊岡、春野町石切、春野町小俣京丸
龍山地区	龍山町大嶺、龍山町戸倉、龍山町下平山、龍山町瀬尻

浜名区

地区名	町名（大字）
浜名地区	小松、内野、内野台一～四丁目、平口、染地台一～六丁目
北浜地区	寺島、中条、横須賀、高畑、西美菌、東美菌、油一色、本沢合、道本、沼、貴布祢、小林、善地、高菌、竜南、新野、新堀、八幡、永島、上善地
中瀬地区	上島、中瀬、豊保、西中瀬一～三丁目
赤佐地区	於呂、根堅、尾野
籠玉地区	宮口、新原、大平、堀谷、灰木、三大地、四大地

附 則

この規程は、平成 18 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 23 年 10 月 7 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 24 年 9 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 25 年 5 月 27 日から施行し、平成 25 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この規程は、平成 25 年 11 月 6 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 27 年 8 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 29 年 10 月 30 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 6 年 1 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。